

26 神奈川県中小企業活性化推進条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

平成26年6月に制定、施行された小規模企業振興基本法の趣旨等を踏まえ、小規模企業の事業の持続的な発展をはじめとした中小企業の活性化を推進していくため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 神奈川県中小企業活性化推進条例の一部改正

(ア) 条例の題名

条例の題名を、「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」に改める。

(イ) 目的

「小規模企業の事業の持続的な発展」をはじめとして中小企業の活性化を推進するよう、目的規定を改める。（第1条関係）

(ウ) 定義

「中小企業者」及び「小規模企業者」について、中小企業基本法の定義を踏まえ、業種別に資本金規模や従業員規模による基準を示して、具体的な定義の内容を規定する。（第2条関係）

(エ) 基本理念

a 小規模企業の意義

小規模企業は、地域社会の一員であるとともに、地域の特色を生かした事業活動を行い、地域に根ざした産業を創出するなどして地域住民の生活の向上並びに地域における経済の安定及び発展に寄与する重要な意義を有する存在であるということを加えるため、基本理念の規定を改める。（第3条関係）

b 事業の持続的な発展を図る視点

小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られるよう基本理念の規定を改める。（第3条第6号関係）

(オ) 中小企業に関する団体の責務

商工会・商工会議所と、神奈川県中小企業団体中央会に関して、次の規定を加える。

商工会及び商工会議所は、県、市町村、他の中小企業に関する団体、大企業者等と連携し、小規模企業が販売する商品又は提供する役務の新たな需要の開拓、小規模企業者の事業の承継の円滑化等小規模企業の経営の改善及び向上における課題を踏まえ、その経営の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。（改正後の第6条第2項関係）

神奈川県中小企業団体中央会は、組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第74条第1項第1号に規定する組合等をいう。）が小規模企業の経営の改善及び向上のための事業を行う場合には、当該組合等の組合員等の経営の状況に応じた指導等の支援を行うよう努めるものとする。（改正後の第6条第3項関係）

(カ) 基本的施策

基本的施策に、次のことを加える。

商工会及び商工会議所並びに神奈川県中小企業団体中央会に対する小規模企業を支援するための人材の育成に資する支援等を通じて、これらの団体による小規模企業に対する支援に関する取組の強化を促進すること。（改正後の第11条第6号関係）

県は、前項に定める施策の実施に当たっては、総合特別区域（総合特別区域法（平成23年

改 正	現 行
<p>(3) <u>資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数</u>が 100 人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>(4) <u>資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数</u>が 50 人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>2 <u>この条例において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数</u>が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>3 <u>この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。</u></p> <p>4 <u>この条例において「大学等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関をいう。</u></p> <p>（基本理念）</p> <p>第 3 条 <u>中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、地域の活性化及び雇用の確保に貢献し、県経済を支える重要な存在であり、特に、小規模企業は、地域社会の一員であるとともに、地域の特色を生かした事業活動を行い、地域に根ざした産業を創出するなどして地域住民の生活の向上並びに地域における経済の安定及び発展に寄与する重要な意義を有する存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業者に対する配慮をする等中小企業者の経営規模を勘案して推進</u></p>	<p>(2) <u>大企業者 中小企業者以外の事業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。</u></p> <p>(3) <u>大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関をいう。</u></p> <p>（基本理念）</p> <p>第 3 条 <u>中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、地域の活性化及び雇用の確保に貢献し、県経済を支える重要な存在であることにかんがみ</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>小規模企業者（中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。）</u> _____ に対する配慮をする等中小企業者の経営規模を勘案して推進</p>

改 正	現 行
<p>されること。</p> <p>第4条～第5条 (略) (中小企業に関する団体の責務)</p> <p>第6条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p><u>2 商工会及び商工会議所は、県、市町村、他の中小企業に関する団体、大企業者等と連携し、小規模企業が販売する商品又は提供する役務の新たな需要の開拓、小規模企業者の事業の承継の円滑化等小規模企業の経営の改善及び向上における課題を踏まえ、その経営の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 神奈川県中小企業団体中央会は、組合等(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第74条第1項第1号に規定する組合等をいう。)が小規模企業の経営の改善及び向上のための事業を行う場合には、当該組合等の組合員等の経営の状況に応じた指導等の支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>第7条～第10条 (略) (基本的施策)</p> <p>第11条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 商工会及び商工会議所並びに神奈川県中小企業団体中央会に対する小規模企業を支援するための人材の育成に資する支援等を通じて、これらの団体による小規模企業に対する支援に関する取組の強化を促進すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p><u>2 県は、前項に定める施策の実施に当たっては、総合特別区域(総合特別区域法(平成23年法律第81号)第2条第1項に規定する総合特別区域をいう。)における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るものとする。</u></p>	<p>されること。</p> <p>第4条～第5条 (略) (中小企業に関する団体の責務)</p> <p>第6条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>第7条～第10条 (略) (基本的施策)</p> <p>第11条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>

改 正	現 行
<p>(<u>中小企業・小規模企業活性化推進計画</u>)</p> <p>第 12 条 知事は、<u>前条第 1 項</u>に定める中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画（以下「<u>中小企業・小規模企業活性化推進計画</u>」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 <u>中小企業・小規模企業活性化推進計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 知事は、<u>中小企業・小規模企業活性化推進計画</u>を定めるに当たっては、県民、中小企業者その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 知事は、<u>中小企業・小規模企業活性化推進計画</u>を定めるに当たっては、<u>神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会</u>の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 知事は、<u>中小企業・小規模企業活性化推進計画</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>6 前 3 項の規定は、<u>中小企業・小規模企業活性化推進計画</u>の変更について準用する。</p> <p>第 13 条～第 16 条 (略)</p> <p>(<u>神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間</u>)</p> <p>第 17 条 県は、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民との連携による中小企業の振興を図るため、<u>神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間</u>を設ける。</p> <p>2 <u>神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間</u>は、2 月とする。</p> <p>3 県は、<u>神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間</u>には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。</p> <p>第 18 条 (略)</p>	<p>(<u>中小企業 活性化推進計画</u>)</p> <p>第 12 条 知事は、<u>前条</u>に定める中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画（以下「<u>中小企業 活性化推進計画</u>」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 <u>中小企業 活性化推進計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 知事は、<u>中小企業 活性化推進計画</u>を定めるに当たっては、県民、中小企業者その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 知事は、<u>中小企業 活性化推進計画</u>を定めるに当たっては、<u>神奈川県中小企業 活性化推進審議会</u>の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 知事は、<u>中小企業 活性化推進計画</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>6 前 3 項の規定は、<u>中小企業 活性化推進計画</u>の変更について準用する。</p> <p>第 13 条～第 16 条 (略)</p> <p>(<u>神奈川県中小企業 活性化推進月間</u>)</p> <p>第 17 条 県は、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民との連携による中小企業の振興を図るため、<u>神奈川県中小企業 活性化推進月間</u>を設ける。</p> <p>2 <u>神奈川県中小企業 活性化推進月間</u>は、2 月とする。</p> <p>3 県は、<u>神奈川県中小企業 活性化推進月間</u>には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。</p> <p>第 18 条 (略)</p>

附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	(略)			知事	(略)		
	<u>神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会</u>	中小企業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内		<u>神奈川県中小企業活性化推進審議会</u>	中小企業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	(略)				(略)		